

赤穂市病院事業職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

赤穂市病院事業 高原 秀典

赤穂市病院事業管理規程第2号

赤穂市病院事業職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程  
の一部を改正する規程

赤穂市病院事業職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程（昭和48年赤穂市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第12条」の次に「、第15条」を加え、「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の6」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。